

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和7年3月

阿 南 町

第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標

1 阿南町農業の現状と振興方針

阿南町は、長野県の最南端に位置し、集落が標高320mから960mまでに渡り点在しており、気象は土地の地形や標高によって左右されることから、地域によって生産する農産物に著しい差が見られる。

農業形態は、恒常的勤務による兼業農家が大半を占めているが、近年、兼業農家の離農化や高齢化が進み、令和2年(2020年)までの10年間で農業就業人口が約65%減少するとともに、65歳以上の経営体の割合が61%以上になっており、急速に離農化及び高齢化が進行している。また、遊休荒廃農地の増加が深刻な問題になっており、現在まで150ヘクタール以上の遊休荒廃農地が点在している。

現在の農業就業者の年齢からみると、10年後には優良農地(農振農用地)にまで遊休荒廃農地が広がり、町内全域で遊休農地化が進むことが想定されることから、農業就業者の確保が急務となっている。加えて、物価高騰による資材費及び肥料代等の高騰、高温等気象条件による栽培環境の変化、社会の成熟化に伴う消費者ニーズの多様化など農業者にとって厳しい現状となっている。

このような状況の中で農業の振興を図るため、効率的かつ安定的な経営体の育成・確保と、農業経営基盤の強化を基に総合的な生産供給体制の整備を図りつつ、遊休荒廃農地化の抑制、農業生産性の向上と農畜産物の高付加価値化を進めるほか、消費者ニーズと流通経路の多様化にも対応し、6次産業化の推進等により、地域の特色を生かした多様な個性的農業の振興を図る。

さらに、環境への負荷の軽減及び農業の持つ環境保全機能の増進を図るため、関係各機関・団体、農業者が一体となって環境保全型農業を推進する。

特に、農業はあくまでも阿南町の基幹産業であるという点に立ち返り、企業退職者を就農へ誘導する等新たな就農者の確保と直販ルートの開拓による消費者ニーズにあった農産物の生産と供給を図るなかで、次の事項を積極的に推進する。

○農業従事者の離農化や高齢化と減少により、生産力の低下や農地の荒廃化が深刻になっている。その対策として、高齢者や女性、企業退職者への就農への誘導、事業承継による後継者育成を推進し、「人づくり」による農業の安定的発展を目指す。

○新規就農を積極的に推進し就農者の拡充を図る。また低コストや労働力の軽減を図るために「農業生産のモデルづくり」の推進と新規認定農業者の育成に努め、経営の健全化による生産性の向上を目指す。

○信州アトム※₁を中心とした直販ルートの開拓により、消費者ニーズにあった農産物の供給体制を整備し、農産物の安定需要を目指す。

※₁ 一般社団法人信州あなんトータルマーケティングの通称。農産物生産、収出荷販売、遊休農地対策事業等を行う。

○グリーンツーリズム、直売施設、農家民泊など、観光や都市との交流事業と連携した農業の展開を図り、阿南町の農業を広く周知する事により次の農業観光・定住施策のステップとする。

○担い手が不足する地域では、農業協同組合が出資する農業法人等が地域営農を補完する取組や、農業への新規参入による多様な担い手の確保などにより、農用地の有効利用と農業生産力の維持を図る必要がある。

○認定農業者(注1)等を育成し、併せて「地域計画」の取組を進めることで、これらの経営体が農地中間管理事業の活用により「地域計画」で明確化した地域の将来方針に基づいて農地の集積・集約を進めながら、経営の効率化、稼ぐ力の強化を図り、地域の農業生産の大宗を担う農業生産構造の構築を図る。

(注1)認定農業者：農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の設定を受けた農業者

2 農業構造の現状及び見通し

阿南町の農業構造については、昭和30年代から人口の流出が徐々に進み、また耕地面積が少ない等のため、農業だけでは十分な収入が確保できない等のことから、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近では兼業農家の離農・高齢化の進展によって、担い手不足が深刻化している。このため、今後は農業協同組合の出資による農業法人、農地利用集積団体による、公的保全管理体制の整備を含めて、健全な農業経営と新規就農者の育成について検討していく必要がある。具体的な対策として、「地域計画」の推進を通じて、経営体を担う人材の確保、農地の集積・集約化、地域農業の活力向上や遊休農地の活用等を図るための直売や加工などの6次産業化への取組や、加工・販売を行う企業等と連携した農業生産の推進が重要となる。

3 育成すべき農業経営の目標

阿南町はこのような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保することとする。

具体的な経営の指標は、阿南町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人あたり300万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度)の水準を実現できるものとし、これらの経営水準が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

一方、阿南町は不利な立地条件のもとで農業経営を展開している中山間地域にあたるため、経営の主体を占める農業生産部門に加えて、地域の特色と資源等を活かした農業関連事業部門の展開を図るなど、農業経営の多角化も含めて所定の農業所得目標の達成を目指す。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資

するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成指導を行う。

4 農業経営基盤強化のための施策展開方向

(1) 基本的誘導方向

阿南町では、企業退職者や都市との交流事業から新規就農者の発掘や「地域計画」の推進により就農者の育成を行う。また、「地域計画」に位置付けられた営農組織を担い手経営体と位置付け、組織化・法人化を進めるほか、その基礎となる受託組織等の営農集団の育成を図る。その際には、関係する団体が健全な農業経営を図るための自主的な努力に対し、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の必要な措置を総合的に実施する。なお、地域農業の維持・発展を図る観点から必要な場合には、農用地の有効活用や地域の活性化に資するよう一般法人の参入も含めて、多様な担い手の確保を図るものとする。その際には、町と協定を締結する等により地域の農業者と適切な役割分担の下に継続的かつ安定的な農業経営が行われるよう配慮するとともに、農用地の貸付等については、地域の認定農業者等の担い手経営体への集積を優先して行うものとする。

ア 構造再編の方向

農業の担い手不足の深刻化や遊休農地の増加に対応するため、各地域の立地条件や各集落の営農実態の格差が大きいことを考慮しつつ、実態に応じた多様な構造再編を進める。その基本は次のとおりとする。

- ① 企業退職者や家庭菜園を行う者・市民農園施設利用者を対象とし、規模拡大・経営改善を目指す者を明確化し、新規就農への誘導、また最終的には認定農業者となるよう利用集積や育成を図る。(個別経営体)
- ② 日本型直接支払制度の事業を取り込みながら集落組織を育成し、個々の農家を補完しつつ、企業的経営に取り組む効率的経営体への移行を進める方向(組織経営型)
- ③ 信州アトムを地域営農組織とし、消費者ニーズを把握する中で農業振興方策を組み立て、農地の流動化、効率的営農ができるよう地域全体の活性化を図る方向(地域営農型)
- ④ 農業協同組合の出資による農業法人、農用地利用集積団体等による農用地の保全管理や新規就農者の育成等の公的な支援活動を通じて、農業生産を維持しつつ個別経営体若しくは組織経営体の育成を進める(公的支援型)

イ 構造再編の方法

阿南町は、農業協同組合、農業委員会、農業農村支援センター等が十分なる相互の連携の下で適切な指導を行うため、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営をめざす農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるように誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展

を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

これらの農地の流動化に関しては、集团的土地利用を基本として、土地利用調整を全町的に展開して集团的・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

また、地域全体として農地等の資源を有効活用し、農業生産を維持・拡大していくため、効率的経営体の育成や集落を基礎とした生産組織等、多様な担い手の育成を図る必要がある。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び農用地の利用集積を進めるため、地域での話し合いと合意形成を促進する。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規程による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）認定農業者の経営改善に資するよう役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等、地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。農地貸借による経営規模拡大と併せて農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、みなみ信州農業協同組合と連携して、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となり農業経営の規模拡大に資するように努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業農村支援センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、遊休農地の活用の見地から、新規就農者の受け入れを積極的に進めるとともに、援助を行う。

ウ 生産組織の育成方向

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地適格化法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び農用地の利用集積が遅れている集落において、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、地域農業の「地域計画」の策定と並行して当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

エ 地域農業の組織化の方向

小規模な兼業農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、兼業農家等にも農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

オ 認定農業者制度の位置付けと普及方針

法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、阿南町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

カ 経営体を担う人材の確保

経営体を担う人材の確保については、年間1人（49歳以下）を目標として、農業後継者の経営継承や新規参入者の就農を促進する。また、町やJAなどの関係機関が連携し、円滑な就農に向けた研修体制や支援施策の充実を図り、早期の経営安定を支援する取組を進める。

キ 6次産業化や関連産業と連携した就業構造の改善

農業構造の再編と併せて、直売所や加工などの6次産業化や、都市農村交流等関連事業と連携した就業機会の増大を図る等、農村全体の就業構造の改善を推進する。

(2) 部門別誘導方向

ア 水稲

県・町地域農業再生協議会の水田計画の範囲内において実施するものとし、作業の受委託など機械の効率的利用によるコストの低下と労働力の軽減による徹底した省力化を図り、更に優良品種の導入により良質米の生産と産地化を推進する。

また、整備された土地改良事業の保全・管理を推進してほ場の効率的な作業と生産性向上を図るとともに、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業及び農業生産基盤の整備等の有効な事業活用により、利用権設定等の推進及び農作業受委託の積極的な推進を図る。

イ 野菜

消費者ニーズにあった野菜づくり・供給体制の確保を図るため、新規就農者の育成や集出荷施設の整備、また出荷野菜の出荷規格の統一を行い農業経営の健全化を図る施策を実施する。

ウ 果樹

果樹については、省力・機械化、法人参入、条件整備と作付けの団地化、雇用労働力の調整とともに多様な需要に対応する販路開拓を総合的に推進し、産地の体質強化を図る。

エ 畜産

肉用牛においては、消費者が求める安全・安心かつこだわりのある畜産物の生産と供給等による畜産物の高付加価値化や、経営の合理化等と併せて、自給飼料の増産と利用拡大による生産コストの低減、家畜にやさしい飼養管理の推進、家畜排せつ物の適正管理と利用促進等を進め、経営基盤の強化と経営の安定化を図る。

オ 地域農業の複合化

これらの部門別課題への対応に加えて、稲わらや堆肥の流通、機械、施設の共同利用、補助労働力の調整等、部門間の合理的な補完・補合関係を構築する地域農業の複合化を促進する。

部門別経営改善のポイント

区分	土 地 利 用 型		施設園芸等	畜 産 等
	米 麦 等	野 菜 ・ 果 樹		
規模拡大	農地流動化の推進 組織的作業受委託推進 経営体、集落農業経営 体育成	担い手規模拡大支援 協業型経営体の育成 共同利用組織育成 リレー作型の導入	適正な経営規模の確立 リースハウスの導 入	
低コスト化	大規模省力生産体系の 確立 連担地形成等効率的作 業単位の確立 機械施設の効率的利用 大区画ほ場の整備	生産安定技術の確立 低コスト・省力技術体系の確立 機械施設の効率的利用 畑地基盤整備		家畜生産能力の向上 家畜損耗防止 飼料自給率の向上 先進技術の導入と飼養 管理技術の向上 省力・低コスト化の推進
付加価値向上		消費者ニーズにあった計画的な作付によ る安定供給を行い産地化を目指す。		高品質畜産物の生産・流 通加工等による付加価 値向上 観光との連携
経営体質	大規模農家、生産組織等法人化 過剰投資防止 経営管理能力の向上		自己資本比率の向上 休日のある経営の確立	

	周年就労形態の確立	労働ピークの解消 過重労働等の改善 価格安定対策 災害防止、共済加入	自動環境制御システム確立 作業環境の改善	クリーンな畜産環境の確立 経営安定、価格安定対策 家畜排せつ物の利活用の促進 国産稲わらの利用促進
体制づくり	農用地の利用集積と集団化 作業受委託推進 集落営農の推進 町・農協等による支援	労働力の斡旋・確保 育苗・選別・荷造り 等部分作業委託 高齢農家の樹園地等の継承 産地の維持強化	集出荷流通システムの近代化	ヘルパー制度の充実 広域診療体制の整備 パソコン利用等経営管理支援

5 認定農業者等への経営指導体制の整備の方向

認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等、経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を農業農村支援センターの協力を受けて行う。また、稲作単一からの脱却を図るため、市場関係者や全農長野県本部担当者の参画を得つつ、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせての複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

円滑な就農に向け、関係機関が連携して就農後の早期経営安定と経営力向上を支援する取組を進める。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

新規就農の状況については、令和3年度に3人、令和6年度に2人の確保となっている。年間1人（49歳以下）の確保を目標として、農業後継者の経営継承や新規参入者の就農を促進する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

他産業従事者や優良な農業経営の事例を均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には、農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

新たに就農しようとする青年等に対する支援施策及び農用地等の関係情報の収集と提供を円滑に行い、新規就農者の確保を推進する。また、みなみ信州農業協同組合で実施する担い手研修制度の活用を推進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 経営体の所得目標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に阿南町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、阿南町における主要な営農類型についてこれを示したものである。

個別経営体では、経営主である主たる農業従事者1人と家族従事者（補助的従事者）1～2人による効率的な経営規模を確保し、労働ピーク時の不足労働力は雇用により対応することとしている。なお、家族従事者の労働報酬を含めた経営体単位の年間所得は、おおむね450万円程度（主たる従事者1人あたりは300万円程度）を見込んでいる。

組織経営体では、主たる従事者全員が従事者1人当たりの所得目標の実現を目指すものとする。

2 農業経営指標（単位：a、人、時間、千円）

No	営農類型	面積 規模	品目構成	労働力		労働時間		年間所得		備 考
				基幹	補助	基幹	経営体	1人	経営体	
1	水稲 +作業受託	1,500	水稲 500a、 水稲作業受託 1,000a	1.0	0.5	900	1,400	3,100	4,700	中山間地域
2	水稲 +りんご	270	水稲 150a、 りんご 120a	1.0	0.5	1,700	2,600	3,100	4,600	中山間地域
3	りんご専作	150	りんご 150a	1.0	0.5	1,900	2,900	2,900	4,400	中山間地域
4	トマト +水稲	100	水稲 70a、トマ ト 30a	1.0	1.0	1,200	1,800	3,100	4,600	中山間地域
5	カービーマン+アスパ ラガス+水稲	120	水稲 50a、アスパ ラガス 60a、カービ ーマン 10a	1.0	0.5	2,000	4,000	3,200	4,800	中山間地域
6	干柿+きゅう り+水稲	90	水稲 50a、干柿 30a、きゅうり 10a	1.0	0.5	1,700	2,500	3,200	4,800	中山間地域

7	ズッキーニ+きゅうり+ネギ	70	ズッキーニ 30a、きゅうり 10a、ネギ 30a	1.0	0.5	2,100	3,200	2,900	4,300	中山間地域
8	スイートコーン+トマト+水稲	90	水稲 30a、スイートコーン 30a、トマト 30a	1.0	0.5	1,400	2,200	3,100	4,700	中山間地域
9	ブナシメジ専作	—	20万本×3回転(年間60万本)	1.0	2.5	2,000	7,600	3,000	4,500	中山間地域
10	夏秋いちご専作	30	夏秋いちご 30a	1.0	1.0	1,900	3,900	3,000	4,500	中山間地域
11	酪農専業	—	経産牛 25頭	1.0	0.5	1,900	2,900	3,300	4,900	中山間地域
12	採卵鶏+繁殖和牛	—	採卵鶏 600羽、繁殖和牛 5頭	1.0	0.5	1,200	1,900	3,100	4,600	中山間地域
13	集落営農	2,200	水稲 2,000a、水稲作業受託 200a	1.0	2.0	1,700	3,400	3,800	11,300	中山間地域

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1 経営体の所得目標

本指標は、地域の優良事例を踏まえつつ、現時点で見込まれる技術水準と現行価格水準に基づいて主要な営農類型別の経営指標を示したものである。

青年等が新たに就農した場合は、経営開始時の経営リスクが大きく、特に親から独立して経営を開始する者及び非農家からの新規参入者にとっては、経済的な負担が非常に大きいものがある。

このため、青年等の就農時における農業経営の目標は、前記「第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」で示した農業経営の目標と、生産技術及び経営管理能力に見合った経営規模、就農時の生活に関する所得水準等を勘案し、年間農業所得を250万円程度とする。

2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、これまでの新規就農者の状況等の実態を勘案し、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項に基づいて進める。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図る。また、栽培技術の向上等による生産性の向上を始め、企業的な経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営安定を促進し、青年等の育成を推進する。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間年間総労働時間（2,000時間）の実現を目指す。

また、農業法人等に就業しようとする青年等の場合、法人等就業5年後に、その農業法人等の業務の一定の役割を担い、就業時の農業従事日数は、年間150日以上とする。

3 農業経営指標（新規就農計画）（単位：a、人、千円）

No	営農類型	面積 規模	品目構成	労働力		労働時間		年間所得		備考
				基幹	補助	基幹	経営体	1人	経営体	
1	夏秋いちご専作	20	夏秋いちご 20a	1.0	0.5	2,100	2,600	2,500	3,000	中山間地域
2	きゅうり専作 (半促成+抑制)	25	きゅうり半促成 12.5a、抑制 12.5a(2期作)	1.0	1.0	1,300	2,600	2,400	4,900	中山間地域
3	ミニトマト+きゅうり+ホレンソウ	40	ミニトマト 5a、きゅうり 5a、ホレンソウ 30a	1.0	0.0	1,600	1,600	2,600	2,600	中山間地域
4	きゅうり+水稲	220	水稲 200a、 きゅうり 20a	1.0	1.0	1,200	2,400	2,500	5,000	中山間地域
5	トマト+水稲	95	水稲 70a、 トマト 25a	1.0	0.5	1,000	1,500	2,600	3,900	中山間地域
6	きゅうり+干柿	30	きゅうり 10a、 干柿 20a	1.0	0.5	1,300	2,000	2,400	3,600	中山間地域

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

阿南町は、効率的かつ安定的な農業経営を進めるために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者各種支援制度を活用するとともに、関係機関と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、生活や農地・農業機械の取得などの受入体制の整備、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

加えて、阿南町の将来の農業を担う幅広い人材の確保に向け、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材が、農業に就業するとともに地域に定着し活躍できるよう、これらの者に対して、必要な情報提供、受入体制の整備、研修の実施等の支援を行う。

2 就農等希望者の受け入れから定着までのサポート及び体制の考え方

新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住居の紹介や移住相談対応等の生活の立ち上げ支援、農業技術・農業経営に要する知識の習得に向けた研修の実施、必要となる農業用機械や農用地等の取得のサポートを行うとともに、就農後の定着に向けて販路開拓や営農面から生活面まで様々な相談に対応するための相談対応等、必要となるサポートを一貫して行う。

また、新規就農者等が地域内で孤立することがないように、協議の場や地域計画の修正等を通じて、地域農業を担う者として当該者を育成する体制を強化する。

新たに農業経営を始めようとする青年等については、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展に導くとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 町及び関係機関の役割分担・連携、関係機関との情報共有

就農に向けた情報提供や就農・雇用先の相談については、南信州農業農村支援センター阿南支所または阿南町、技術や経営ノウハウの習得については信州アトム、就農後の営農指導等のフォローアップについては、みなみ信州農業協同組合阿南支所、南信州農業農村支援センター阿南支所、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は次に掲げるとおりである。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	備 考
25%	(ア) 70ha 令和15年の全体の農用地見込 約280ha

(2) 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営を実現するには、面的にまとまった形での農用地の利用を確保することが重要である。

このため、関係機関の連携と役割分担による農用地の利用調整機能の充実・強化を図り、利用権設定等促進事業、農地中間管理事業による農用地の面的集積の促進に努めるものとする。

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積の目標である。
- 2 目標年次は令和15年とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

阿南町は、平坦な盆地である新野地区と急峻な山間地である富草・大下条地区に大きく分かれる。どちらも兼業農家が農業生産活動の主体である。近年、兼業農家の離農や農業者の高齢化等で担い手が減少している状況であり耕作放棄地が増加していく恐れがある。信州アトムの出荷事業や直売施設の整備をする中で農産物の販売経路の確保を行い安定した農産物を供給することで生産拡大を図り利用集積の推進を図る。また、都市との交流を目的とする農家民泊や市民農園事業にて、新たな新規就農者を育成する。各地区の「地域計画」を推進し、中心となる経営体への農地集積・集約を図る。その際、農地中間管理事業を有効に活用するものとする。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用ビジョン

兼業農家の離農と高齢化による農業人口減少による担い手が受けきれない農地が出てきている状況であり、今後、増加傾向にあるものと見込んでいる。町は、新規就農者の確保・地産地消・販売経路の確保による農業経営の安定化、生産拡大を推進し効率的な利用集積を図る。

富草・大下条地区・・・急峻な地形により優良な面的集団農地が少ない地区では、兼業農家の離農や高齢化により担い手不足が深刻な問題である。町としては、国・県補助事業等を活用するなかで利用集積を図る。

新野地区・・・・・・・・・・優良な面的集団農地をもち、市民農園により都市との交流事業を図れる当地区においては農作業受委託や利用集積が活発な地域であるが、近年、高齢化による担い手不足化が深刻な問題である。町としては、新規就農や担い手育成を推進し、農産物の販売経路を確保するなかでの生産拡大を図りながら国・県補助事業等を活用するなかで利用集積を図る。

(3) 関係団体等との連携体制

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体が有する農地の情報の共有化に努めるとともに、関係機関・団体相互の連携と役割分担の下、地域の農用地の利用集積の対象者を明確化し、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえて、効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

阿南町は、長野県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の推進方針に定められた方向に即しつつ、阿南町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の進行などの特長を踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

1 法第18条の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準 その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻や果樹の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、町の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、南信州農業農村支援センター、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映

されるように調整を行う。また、協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を振興課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地が含まれるように設定する。その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な地域については、活性化計画等を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

町は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

阿南町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域の話合いにおいて農地の流動化を進めるなどの農用地利用について明らかな方針を示した地区において、農用地利用改善事業の実施により、農地の集積・集約を進める。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域

- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」(平成24年5月31日付24経営第564号)参考様式第6-1号の認定申請書を阿南町に提出して、農用地利用規程について阿南町の認定を受けることができる。

② 阿南町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定められるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 阿南町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を阿南町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行なう農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人になることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同

意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 阿南町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当する時は、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 阿南町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 阿南町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農用地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、関係機関との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

阿南町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地中間管理機構と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

阿南町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、新規就農者の確保目標を明確にし、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参加し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進

する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

阿南町は、農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化を進める中核的な機関として位置づけ、農地中間管理事業及び機構集積協力金等関連施策の積極的な活用により、地域及び農業者が十分に利益享受できるよう推進を図る。円滑な農地の利用調整を行うためには、「地域計画」への取組が重要であり、話し合いを通じて地域における農地中間管理事業の有効な活用を促進するため、農地に関する機能・情報を有する町、農業委員会、農業協同組合等と連携・協力して推進するものとする。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

阿南町は、1 から 5 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 阿南町は、農業生産基盤の整備及び農村生活環境の改善を促進するとともに、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 阿南町は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 阿南町は、水田収益力強化ビジョンの実施に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて、農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農発展に資するよう努める。

エ 阿南町は、中山間地域直接支払制度の活用により耕作放棄地の発生を防止するとともに、集落を基礎とした生産組織の育成や、担い手確保のための施策を推進する。

オ 阿南町は、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

カ 阿南町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

阿南町は、農業委員会、農業農村支援センター、農業協同組合、農用地利用改善団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 4 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定

的な農業経営に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別に行うべき対応の役割分担を明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合は、地域における農地事情に精通した機関として、あっせん活動や農用地の利用調整活動を行うとともに、農地利用集積円滑化事業への積極的な関与を通じて認定農業者等担い手経営体への農用地の利用集積等を推進する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この基本構想は、令和7年3月28日から施行する。